

浦添市の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問（通所）介護相当サービスに係る費用の日割り請求について

浦添市の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問（通所）介護相当サービスに係る費用の日割り請求については、下記のとおりとします。

1 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

月額包括報酬の日割りの請求にかかる適用については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」の資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」と同様の取扱いとする。

ただし、資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」中の契約解除日の解釈については、以下のとおりとする。

契約解除日＝居宅サービス計画作成依頼(変更)届出による介護サービス利用開始日

（理由）

契約解除日は本来、サービス提供事業所と利用者との契約解除日のことを指すが、契約解除日の取扱いが事業所によって変わることに、また、事業対象者については、総合事業ガイドラインの「表 17 要介護認定等の申請認定期間中のサービス利用と費用の関係」において、「介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は総合事業費より支給」とあることから、介護サービスの開始をもって総合事業サービスとしての契約は解除されるものとみなすこととする。

※ 介護保険の給付を受けるために必要となる手続きが行われていることを前提とする。

2 対象となるサービス

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（みなし）
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（独自）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス（みなし）
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（独自）

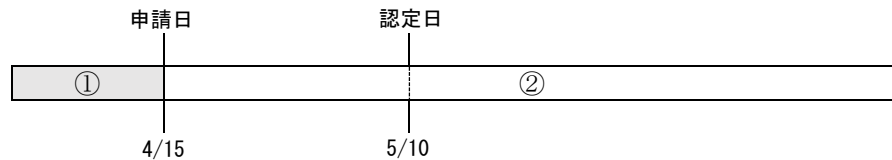
3 適用期間

平成 28 年 7 月サービス提供分から適用。

(補足)

1 認定申請により事業対象者から要介護者となった場合

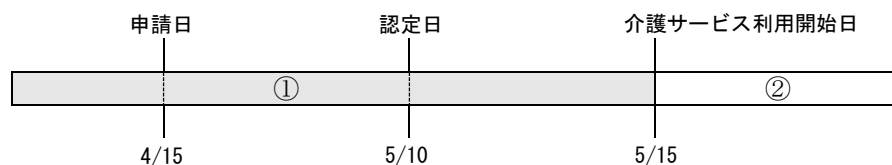
(1) 認定申請日に遡り要介護者とする場合



認定申請日から要介護者となるため、申請日以降に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは総合事業費での算定は不可となる。

- ① 4/1～4/14 までの日割り分を総合事業費から支給
- ② 4/15 以降に介護予防訪問（通所）介護相当サービスを利用していた場合、サービス提供事業所が訪問（通所）介護の指定を受けていれば、介護給付費から支給

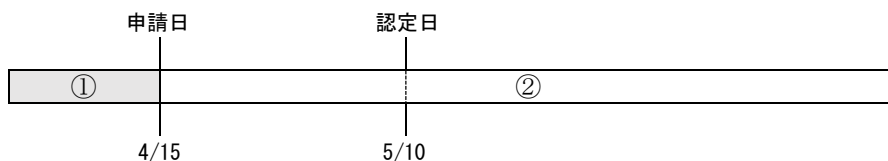
(2) 介護給付のサービスを利用するまで事業対象者とする場合



介護給付のサービスを利用するまでの間に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、事業対象者として利用可能とされている範囲内に限り、総合事業費からの支給となる。

- ① 4月分は月額包括報酬、5/1～5/14 までは日割り分を総合事業費から支給
- ② 5/15 以降に介護予防訪問（通所）介護相当サービスを利用していた場合、サービス提供事業所が訪問（通所）介護の指定を受けていれば、介護給付費から支給

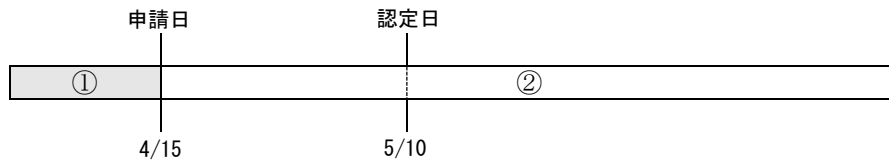
2 認定申請により事業対象者から要支援者となった場合



認定申請日から遡って要支援者となるため、認定申請中に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、認定結果に応じた範囲で総合事業費からの支給となる。

- ① 4/1～4/14 までは事業対象者として日割り分を総合事業費から支給
- ② 4/15～4/30 は認定結果に応じた範囲での日割り分を、5月分は月額包括報酬を認定結果に応じた範囲で総合事業費から支給

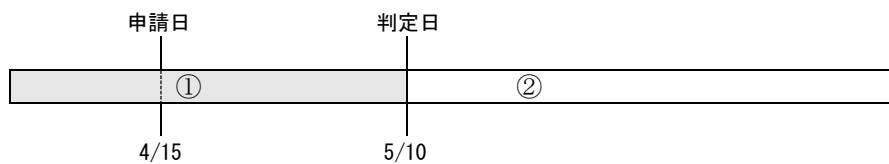
3 区分変更により要支援者から要介護者となった場合



認定申請日から要介護者となるため、申請日以降は総合事業費での算定は不可。

- ① 4/1～4/14 までは要支援者として日割り分を総合事業費から支給
- ② 4/15 以降に介護予防訪問（通所）介護相当サービスを利用していた場合、サービス提供事業所が訪問（通所）介護の指定を受けていれば、介護給付費から支給

4 認定申請により事業対象者が非該当となった場合



非該当と判定された日の前日までは事業対象者として取り扱い、認定申請から判定日の前日までに利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、総合事業費からの支給となる。

- ① 4月分は月額包括報酬、5/1～5/9 までは日割り分を総合事業費から支給
- ② 5/10 以降に介護予防訪問（通所）介護相当サービスを利用していた場合、総合事業費での算定は不可

※ 上記の補足説明については、介護保険の給付を受けるために必要となる手続きが行われていることを前提とする。